

令和4年 第2回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和4年6月21日（火曜日）

午前10時00分 開会

午前11時12分 散会

○出席委員（28名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	14番	蒔苗博英	委員
	1番	樋川篤子	委員		2番	竹浪敦	委員
	3番	竹内博之	委員		4番	成田大介	委員
	5番	坂本崇	委員		6番	齋藤豪	委員
	7番	福士文敏	委員		8番	石山敬	委員
	9番	木村隆洋	委員		10番	千葉浩規	委員
	11番	野村太郎	委員		12番	外崎勝康	委員
	13番	尾崎寿一	委員		15番	松橋武史	委員
	16番	今泉昌一	委員		17番	小田桐慶二	委員
	18番	鶴ヶ谷慶市	委員		19番	石岡千鶴子	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	番場邦夫
財務部長兼 健康こども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	秋元哲	健康こども部長	一戸ひとみ
商工部長	西谷慎吾	観光部長	神雅昭
都市整備部長	天内隆範	教育部長	成田正彦
企画課長	白戸麻紀子	地域医療課長	佐伯尚幸
防災課長	堀子義人	財政課長	今井郁夫
管財課長	工藤浩	市民協働課長	高谷由美子
福祉総務課長	秋田美織	福祉総務課長補佐	諏訪秀樹

障がい福祉課長 成田 亜 弘  
生活福祉課 山 谷 亙  
就労自立支援室長  
産業育成課長 太田 尚 亨  
都市計画課長 福 士 一 之  
文化財課長 石 岡 博 之

生活福祉課長 佐々木 順 一  
スポーツ振興課長 小山内 一 仁  
観光課長 早 坂 謙 丞  
地域交通課長 小山内 孝 紀

#### ○出席事務局職員

事務局長 佐藤 記 一  
主幹兼議事係長 蝦名 良 平  
主 査 附 田 準 悦

次 長 丸 岡 和 明  
総 括 主 査 成 田 敏 教  
主 事 外 崎 容 史

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第77号及び第85号の以上2件であります。

なお、審査に先立ち、委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑を願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第77号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）  
議案第77号令和4年度弘前市一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に9649万3000円を追加し、補正後の額を804億874万4000円とす

るほか、地方債の補正をしようとするものであります。

地方債の補正は、そうまロマントピアスキー場整備事業に係る変更1件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、9ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費4目企画費の2669万5000円は、健康とまちのにぎわい創出事業に係る経費を計上するものであります。

8目コミュニティ施設費の32万5000円は、泉野多目的コミュニティ施設損失補償金を計上するものであります。

9目住民自治振興費の710万円は、一般コミュニティ助成事業費補助金を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の3109万2000円は、生活困窮者自立支援金を支給するための経費を計上するほか、民生委員及び児童委員の活動費を追加するものであります。

10ページを御覧ください。

4目社会福祉施設費の152万7000円は、弥生荘指定管理料を追加するものであります。

2項児童福祉費4目児童福祉施設費の165万1000円は、弥生学園指定管理料を追加するもので

あります。

4款衛生費1項保健衛生費5目病院及び診療所費の2253万1000円は、医療従事者宿泊支援事業費補助金を追加するものであります。

11ページを御覧ください。

7款1項商工費2目商工振興費の5万1000円は、伝統産業会館損失補償金を計上するものであります。

8款土木費4項都市計画費3目土地区画整理費の20万4000円は、都市改造記念会館損失補償金を計上するものであります。

10款教育費4項社会教育費2目文化財保護費の531万7000円は、文化財施設の修繕に係る経費及び伝統的建造物群保存地区保存修理事業費補助金を追加するほか、一般コミュニティ助成事業費補助金を計上するものであります。

12ページを御覧ください。

5項保健体育費2目体育施設費は、財源調整であります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源を、16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入及び23款市債にそれぞれ計上するほか、20款財政調整基金繰入金3550万6000円の追加をもって、全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（木村 隆洋委員） 9ページ、2款1項4目健康とまちのにぎわい創出支援業務委託料についてお伺いいたします。

議運で配付された概要を拝見すると、市民の健康増進と中心市街地のにぎわい創出を目的とした事業や、弘大COIとの連携事業の実施のほか、新規事業の創出等に係る検討の支援業務を委託と

説明にも書いてあるのですが、具体的にどういった事業なのか、お伺いいたします。

あと今回、委託業務という形になっているのですが、恐らくコンサルなのか。県内なのか、県外なのか、ちょっと分からないのですが、委託先はどういったところを想定しているのか、お伺いいたします。

あと今回、第2回定例会での補正ということになっております。今回の補正予算に計上すると。今回のタイミングも含めて、補正に至った経緯についてお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 健康とまちのにぎわい創出支援業務委託料について、具体的にどのような事業なのかということで、本事業は働き世代の市民を主なターゲットにしまして、中心市街地において、食や運動といったことをテーマにした事業や、健康を切り口に中心商店街の来街機会を創出する事業など、市民の健康増進と中心市街地のにぎわい創出につながる事業を、民間事業者の提案を受けながら展開するものでありまして、加えて、弘前大学COIの協力を得て、各事業にQOL健診、こちらが体組成や血圧、野菜摂取量といったものを測定して、その場で測定結果を還元して健康指導を行う啓発型の健診なのですが、こちらのQOL健診やCOI参画企業などが提供する健康プログラムを取り入れることで、健康意識の向上、それから、健康無関心層の行動変容を促そうとするものです。また、この事業におきましては、事業の継続的かつ効果的な普及展開に向けた事業手法ですとか、運営体制についても検討することとしております。

続いて、委託先ですけれども、こちらは公募型のプロポーザル方式によって決定することとしておりまして、県内外を問わず健康分野やまちづくり分野に精通している事業者を想定してございます。

このタイミングで補正に至った理由ということなのですけれども、こちらの事業は、本年3月に策定いたしました弘前市中心市街地活性化ビジョンの策定作業と併せて検討を進めてきたものでございます。健康都市弘前の実現を目指す政策的な新規事業ということで、今回、補正予算案の提出に向けて、商工部、それから、健康こども部などと鋭意企画立案、それから、弘前大学COIとの調整を行ってまいりました。このたび、事業内容や手法などの調整がついたことから、地方創生推進交付金を財源としまして、最長3年間の枠組みで実施することを想定しまして、今回は、その初年度に係る経費ということで、本定例会のほうへ提出させていただきました。

◎9番(木村 隆洋委員) 今回、この事業を実施するに当たって、市立病院・旧第一大成小学校跡地、ここが健康づくりのまちなか拠点事業の中心となるということで、今年度、基本設計も行っているというふうに認識もしております。ここと連携も当然取っていくという形なのかなと思ってはいるのですが、ここの健康づくりのまちなか拠点と、この事業の関連性、連携と申しますか、その部分がどうなっているのか、お尋ねいたします。

それと、今、課長のお話もありました中心市街地活性化ビジョン、今年策定された中で、4エリアに分かれている土手町エリアの目指すまちの姿の1番目として、市民の健康づくりの拠点となるまちという形で掲げられております。ここで、様々な方策もうたわれておるのですが、今、課長からもお話があった、働き世代を中心とした健康意識向上につながる仕組みづくりというふうな、ほかにも掲げられてはおるのですが、正直、どうしても具体的にイメージが湧きづらいという感じを持っております。

改めて、中活のビジョンに土手町エリアで掲げ

られているのですが、この部分と健康づくりという部分の目指す姿はあるのですが、関連性というのをもう少し、お知らせいただければと思います。

◎企画課長(白戸 麻紀子) まず初めに、健康づくりのまちなか拠点との関連性ということで、こちらは健康づくりのまちなか拠点の供用開始までは、まだしばらく時間がかかります。また、拠点が完成すれば、まちがにぎわうのかといった意見もございまして、拠点を訪れた方が周辺商店街へ足を運ぶきっかけや仕掛けづくり、それとともに、そのきっかけなどを通じて、健康づくりといえ、まちなか拠点、中心市街地といったイメージづくりをしていくことが大事だというふうに考えております。

そういった意味で、本事業につきましては、健康づくりのまちなか拠点の供用開始に向けた助走ということで、市民や事業者、特に中心商店街の機運を高めながら健康づくりに向けた一歩として、市民の健康意識の向上ですとか、中心市街地への来街機会を創出するソフト事業を実施しようとするものであります。

続きまして、中心市街地活性化との関連性ということで、ちょっと具体性が見えないということなのですけれども、事業の実施に当たっては、先ほど御説明したとおり民間事業者の提案を受けまして、そちらをベースに中心商店街ですとか、そこで活動している団体等の意見も踏まえまして事業を展開していくので、現段階では具体的な取組というのは明言できないのですけれども、例えば、市民が健康をテーマに様々な活動に参加したり、食事ができたり、サービスを受けられるような場所とするために、事業を展開をすることとしています。

こちらは一例ですけれども、例えば、健康診断を受けたことがないなど、健康意識があまり高く

ない方を対象とした食生活の改善につながるプログラムの提供、それから、中心商店街の店舗や施設等に、健康状態をセルフチェックできるような機器、野菜の摂取量を測定できる機器ですとか、歩数や速度で歩行の若々しさを測定できる機器、そういったものを設置して、自分の健康状態を知ることができるスポット、そういうことで商店街をウォーキングできるような環境を整えたりですとか、そういったことを想定しております。

また、このような事業と、例えば、健康アプリを連動させて、健康ポイントを貯めて商店街で利用していただく、健康に特化したメニューやサービスを提供する店舗の掘り起こし、それから、一体的な情報発信など、個店の活性化につながる取組についても検討しております。

本事業では健康を切り口に、中心商店街への来街機会を創出する事業などに取り組むことによって、市民の健康意識の向上、中心商店街をはじめとする事業者の機運を高めて、段階的にレベルアップを図りながら継続して取り組んでいくことで、健康をテーマとした商品、サービスを扱う店舗がこの先増えるなど、中心市街地の活性化ビジョンにおいて掲げる将来像の実現につなげてまいりたいというふうに考えております。

◎9番(木村 隆洋委員) 今、課長から、るる話を伺いました。

市長も4月の市長選挙で、健康都市弘前の実現を掲げられております。健康づくりをすることは、短命県の本県、弘前も含めて非常に必要であると。それは十分、分かります。中心市街地を活性化していくことも、一方では必要だと思いません。

ただ、どうしても、何となく、今、課長の説明を聞いていても、健康づくりをしていく——健康都市の弘前を実現していくことと、中心市街地の活性化もするのだという、この二つの関連性が、

正直、なかなか具体的にイメージしづらいのですよね。健康をつくるって多分、先ほどQOL健診、例えば、岩木健康プロジェクトでやっている、何か昨日、RABかどこかで、やっているようなニュースがありましたけれども、それもやっぱり年に1回とかだと思うのですよ。多分、年に2回もしないと思うので。それと、まちなかに出てくるとなったときに、先ほど課長もおっしゃっていましたが、多分、健康の土台って食と運動なのかなというふうに思います。それと、この中活ビジョンにもうたっているのですが、土手町に回遊性を持たせるということの具体性が、どうしても何か絵として浮かばないというか、そこが浮かばない、私が浮かばないだけでも分からないですけれども、浮かべば、ひょっとしたらすごいものができるのかも分からないですし、何となく、その健康づくりと中心市街地の活性化の連携性というか、複合性というのが、これから民間業者のコンサルの人も入れてということなのでしょうけれども、もうちょっと具体的な、分かりやすい形にぜひしていただければというふうにお願いをして、以上で終わります。

◎20番(石田 久委員) 9ページ、3款民生費の1項1目のところですが、生活困窮者自立支援金についてです。

概要を見ますと、生活保護に準ずる水準の困窮世帯に対する支援金というふうにありますけれども、これについて、今回、生活困窮者自立支援金の支給要件がかなり厳しいのではないかと思います。その辺についてはどうなのでしょう。

◎生活福祉課長(佐々木 順一) 生活困窮者自立支援金ではありますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活福祉資金の特例貸付けが利用できない世帯に対し、貸付けではなく給付を行いながら、就労による自立を支援

し、また、それが困難な場合には、速やかに生活保護への受給につなげ、生活再建を図るためのものです。本支援金の支給要件が厳しいのではとの御指摘がありますが、支給を受けるための要件には、収入、資産、求職活動等があり、全国一律の基準となっております。

しかしながら、このたび国において、求職活動等要件にある月2回以上としていたハローワーク等への職業相談、また、原則週1回以上としていた求人先への応募などについて、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和するとしております。当市におきましても、6月1日以降、同様の緩和を行っており、これまでよりは利用しやすい制度になっていると考えております。

◎20番（石田 久委員） やはり、今回の補正予算の概要の中に、今言った生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援金ということで、今、給付と、あるいは生活保護というふうにありましたけれども、その下のところに緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯でというふうに対象者が書いているのですけれども、緊急小口資金の特例貸付けを利用できないというのは、具体的にはどのような対象者なのか、それをお答えしていただきたいと思います。

それから、2点目は、今回の緊急小口資金等の特例の償還免除を受けた方は、本支援金を利用できるのか。今まで、社協にて小口貸付資金を受けて、非課税ですと償還が免除というのが前にあったわけですが、そういう方でも今回の支援金を利用できるのか。

それから、3点目は、概要のところに、支援金の支給額が、単身世帯は6万円、それから、二人世帯のところは8万円、3人以上は10万円というふうに書いてありますけれども、生活保護の最低生活費にも満たないわけでありまして、これではちょっと不十分ではないかというふうに思うので

すけれども、その辺についてはどうでしょうか。

それから、4点目は、支給期間は最大3か月と書いてありますけれども、支給期間が3か月では短いのではないか。この辺についてもお答えしていただきたいと思います。

それから、5点目は、支給期間の終了後も困窮から回復しない方に対する支援はどうするのかをお答えしていただきたいと思います。

それと、今回、3000万円の予算となっているのですけれども、この見込み、人数ですね。どのぐらいが対象になっているのか、お答えしていただきたいと思います。

◎生活福祉課就労自立支援室長（山谷 互） まず、特例が利用できない世帯ということでありまして、この生活福祉資金の特例が利用できない世帯の定義の一部といたしまして、制度上、活用できる範囲を活用し切ってしまった方で、具体的には生活福祉資金の特例貸付けにおける総合支援資金の再貸付けを受けた方、生活福祉資金の特例貸付けにおける総合支援資金の再貸付けを申請したものの、申請日以前に不決定となった方などになります。

続きまして、償還免除を受けた方が本支援金を利用できるのかにお答えいたします。本支援金の制度につきましては、生活福祉資金の特例の償還免除を受けたか否かにかかわらず、本支援金の支給要件を満たした方であれば利用可能であります。

続きまして、今回の支援金の支給額が、生活保護の最低生活費にも満たないものであり不十分ではないかというふうなものに対してですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、生活に困窮している方々に対して、国においても住居確保給付金等の再支給など、様々な支援をしております。また、市においても医療従事者向けの宿泊助成、その他各種団体による販売

促進活動への補助など、100を超える施策で重層的なセーフティーネットを構築して、継続的に支援を行っております。本支援金における支援等と組み合わせて、自立までの一定期間を支援することを想定した制度となりますので、本支援金を活用されている方について、当センターの面談時に必要に応じて、他の制度の利用等も紹介を行っているところでございます。

続きまして、支給期間が3か月では短いのではないかということにお答えいたします。自立支援金は、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護への受給へつなげるために支給するものでございます。また、本支援金は、令和3年12月より再支給も可能となっており、最長で6か月間の支給を受けることができることになっております。

続きまして、支給期間の終了後も困窮から回復しなかった方への支援についてなのですが、本支援金の支給期間中に可能な限り、就労による自立を図っていただくこととなります。面接時に相談等に対応しているところでございます。また、3か月の支給期間中に、求職活動等を誠実かつ熱心に行ったにもかかわらず、自立への移行が困難だった場合には、本年8月末まで一度に限り再支給というふうなことになっております。この場合、最長6か月の支給が可能となっております。

しかしながら、支援期間の締切り後や再支給後も、なお生活に困窮する場合は、ヒロロスクエアにございます我々のひろさき生活・仕事応援センターをはじめ市の窓口にて御相談いただき、何かしらの活用できる制度がないか、今後の生活が安定するかなどを考え、状況によって生活保護制度の活用も含め、相談に対応しております。

最後でございます。どのくらいの世帯を見込んだかということではありますが、事業については、

令和4年4月以降に生活福祉資金の特例の申込者の中で対象となると見込まれる方や、これまで求職活動要件などが障壁となり申請に至らなかった方132名の増加を見込んで3000万円を事業費としております。

◎10番（千葉 浩規委員） 私からは、二つの項目です。

一つは、9ページ、3款1項1目報償費、民生委員等活動支援事業追加です。国会の地方創生の委員会の議論の様子の動画を見ていたのですが、そうしたならば、各自治体で民生委員に支給される活動費に結構ばらつきがあって、実は、ネットでも見ると、ある県のある市は支給されている活動費がゼロという自治体もあったということで、厚労省のほうでも全国調査もこれから行うということも議論されておりました。そこで、今回の民生委員活動費の事業の趣旨と、活動費をめぐって国の基準額、県の交付額、当市における民生委員に支給される活動費の状況と今回の補正予算の概要について答弁をお願いします。

二つ目は、11ページ、10款4項2目の需用費及び工事請負費、文化財施設管理工事追加についてです。今回の予算の追加の概要、財源、あと、文化財修繕の制度の仕組みについて答弁をまずお願いします。

◎福祉総務課長補佐（諏訪 秀樹） 民生委員は、国及び県の委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、地域の高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭等の見守り活動をはじめ、様々な地域福祉活動などを行っております。

民生委員には、民生委員法第10条において給与を支給しないこととして定められておりますが、交通費や通信費、研修参加費など、活動に際し諸経費が生じることから、当該事業において実費相当を活動費として民生委員個人へ支給することにより、その活動を支援するものとしております。

民生委員の活動費は、委員の交通費、通信費、研修参加費等の活動に係る諸経費として、国の地方交付税を財源に県が交付金の配分を決定しております。

令和4年度当初は、一人当たり5万3000円として市町村に配分されており、この額に市では独自で1万600円の上乗せを行い、一人当たりの活動費の合計は6万3600円となっております。このたびの県の交付金の配分見直しにより、一人当たり1,800円増額されたこととなります。よって、活動費の合計額は6万5400円となります。

◎文化財課長（石岡 博之） まず、今回の補正の概要といたしましては、雪害に対する修繕の経費でございます。内訳といたしましては、旧藤田家住宅に96万8000円、東照宮本殿玉垣に30万8000円、埋蔵文化財整理保管施設の修繕に172万7000円を追加するものでございます。

これにつきましては、現時点では一般財源が財源となっておりますが、市有財産につきましては、全国市有物件災害共済に加入しております。これは、建物が該当になりまして、今回の場合は、旧藤田家住宅及び埋蔵文化財整理保管施設が保険の対象となります。工事終了後、査定を受けて共済金が支払われるという流れになります。

一般の建物についての民間に対する助成につきましては、重要文化財等の建物を適正に保存活用することを目的として、重要文化財等修理等事業費補助金を実施しております。保存修理等の費用を補助するなど所有者の負担軽減を図っております。一例といたしましては、国指定の重要文化財については事業費から国補助を差し引いた額の4分の1、県重宝については事業費から県補助を差し引いた2分の1、市指定の文化財については原則50%といたしまして補助しております。

◎10番（千葉 浩規委員） 民生費のほうについてですけれども、実際に見直して、民生委員に

実際に支給される金額はどうなるのかということと、支給時期について、その方法も含めて答弁をお願いします。

文化財のほうは、修繕費だということなのですが、ちょっと私が聞けなかったのか、何が原因でそういった修繕が必要になったのかということについて答弁をお願いします。

◎福祉総務課長補佐（諏訪 秀樹） このたびの見直し以前の活動費の額は、民生委員一人当たり6万3600円を交付しておりますが、支給に際し、委員が会費を納入する手間を省くため、市の民生委員児童委員協議会の会費のほか、県の協議会や全国の連合会、活動に係る保険料といった各種会費の合計額1万600円を差し引いた5万3000円が実際の支給額となります。

今回の見直しによりまして、一人当たりの額が1,800円増額されたことに伴って、一人当たりの活動費の額は6万5400円に増額され、そこから各種会費を差し引いた5万4800円が実支給額となります。

活動費の支給時期になりますけれども、活動費の支給につきましては、1年を7月、10月、1月、4月の4期に分け、3か月分ずつ支給しており、今回の増額分については、第2期の10月支給分に上乗せして支給する予定であります。

◎文化財課長（石岡 博之） 失礼しました。全て雪害によるものでございます。

旧藤田家住宅に関しましては、屋根雪の重みではりに亀裂が入ったもの、東照宮本殿玉垣については、屋根の落雪による破損、埋蔵文化財整理保管施設については、雪庇が大量に落雪したためにシャッターが破損したものでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 修理費は保険で賄うということですが、そもそも、今回は雪が大変多かったのですが、やっぱり事前に防ぐということでは雪害への対応ということも必要かと

思うのですが、今回こういったことを受けて、今後どのように考えているのかということについての答弁をお願いします。

あと、民生費のほうについては、ちょっと確認なのですが、結果的には、県から支給があつて、それに市のほうが上乗せして、そこから協議会等のほうに市のほうから送って、県から来たものは結果的には民生委員に行くということになるのでしょうか。

◎文化財課長（石岡 博之） 文化財課といたしましては、例えば、旧藤田家住宅においては屋根の雪下ろし、埋蔵文化財施設においては除排雪等を進めてまいりましたけれども、今回豪雪によって破損したものでございます。なので、状況を確認して実施回数を増やすなどの対策を行うほか、今まで以上に日常点検、毎日のように見回りをし、異常があつたらすぐ対応するように再発防止に努めてまいりたいと思います。

◎福祉総務課長補佐（諏訪 秀樹） 1人当たりの活動費は6万5400円なのですが、そこから各種会費1万600円を差し引いた5万4800円全額が民生委員の口座に振り込まれますということになっております。

◎23番（越 明男委員） 3点ほど、質疑をいたします。

2款1項4目の企画費、健康とまちのにぎわい創出、僕が準備した分をほとんど木村委員がもうされましたから、私はいいた気もしたのだから、やっぱり2点ほどやることにしましたので、企画課長、お願いします。

一つは、この委託先との関係の問題なのですが、課長、これだけ大事なにぎわい創出事業なのに、プロポーザルだということまでしゃべっていながら、委託先がまだ見えないとかという、そこはちょっと納得できないところがあるのですよ。これほど大事な事業なのだから、プロ

ポーザルまでいっているのだから、大体どういう会社とか、いやいや、おらほうでなくて、東京の会社だとか、何とかかんとかとプロポーザルするというのは、これからずっとそうではないですか。地元を優先ではないではないですか。そこは少し、もうちょっと先に踏み込んで答弁してほしいねが、我々の理解のために。

それから、もう一つ、今との関係の問題で、国が2600万円のうち、半分を応援するとなっている。ただ、令和4年度の予算審議のときには気づいたのだけれども、これまで2款総務費にあつた地方創生推進費でしたか。勘定科目が廃目になったでしょう。廃目になっているにもかかわらず、地方創生推進交付金というふうな形で国から国庫補助金が出ると。これをどう解釈したらいいのかということ、地方創生推進交付金というのはあれなのですか、我々が1300万円受けようとする部分は、健康とまちのにぎわい創出事業を前提にした推進交付金なのですか。それとも、一般的な意味での地方創生推進交付金なのですか。それを、私どものほうが健康とまちのにぎわい創出事業に当てはめるとのことなのですか。その財源措置のところ、二つお願いします。

次に、質疑項目の二つ目、珍しく3款民生費、今日はちょっと質疑しようと思って準備しました。10ページの民生費の社会福祉費、児童福祉費、この二つのところかなと思うのですが、弥生荘、それから、弥生学園のそれぞれ指定管理料追加ということになっています。これは、改めて指定管理料の委託先をちょっと確認しておきたいと思います。それから、弥生荘の指定管理料並びに弥生学園の指定管理料ですね、150万円、160万円と額的にはさほどでもないにもかかわらず、今、何で補正がということであります。その管理料追加の内容、そこをひとつお願いしたい。

それから、3点目、ちょっと確認したいのです

が、指定管理料全体を委託している法人に対する振込ですか、具体的にこの金額は。それとも、弥生荘並びに弥生学園の窓口といえますか、ダイレクトにこの施設に対してお金を振り込むということですか。その3点、お願いします。

最後、先ほど財務部長の説明のところでも地方債、今回320万円の部分を含むという説明をいただいて、歳入との関係で、そうまロマントピアスキー場云々ということで私も一所懸命、歳出から歳入をずっと探していたら、320万円ぴったしの数字があったからここかなと思って、これ聞かねばまいねなと思って今ここに立っているのですが、財源調整の仕組みといえますか、内容について、改めてちょっと確認します。地方債を組むようになった事由をちょっと説明してください。

それから、そうまロマントピアのスキー場の整備事業費ということになるのですが、これは具体的にロマントピアスキー場の何の整備ですか。事業内容をひとつお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、健康とまちなにぎわい創出事業につきまして、委託の想定ということなのですが、あくまでもこちらのほう、プロポーザル方式ということで、これから資料を提示して民間事業者からの提案を受けることとしております。市内外問わず、事業を実施していただける、できるという事業者からの提案を受けて決定することとしております。

続きまして、地方創生推進交付金の関係ですが、まず、こちら、市ではこれまで地方創生関連の事業につきましては、事業によっては、その目的や分野が多岐にわたることもありまして、交付金の活用に当たって、事業間での流用を可能にし、予算の弾力性を持たせて運用していくということで、当該交付金事業の充当事業を地方創生推進費へ集約していたものでございます。

ただ、実際に充当事業のほうを見ますと、特定

の目的で実施している事業が多く、同一の款としなくても事業管理が可能であることなどから、令和3年度をもって廃目としまして、令和4年度から事業目的に合わせました款項目へ計上しております。そして今回、地方創生推進交付金をどういう形で対象にするのかということで、健康とまちなにぎわい創出事業をはじめとする中心市街地の活性化、それから市民の健康寿命の延伸につながる事業をパッケージ化して対象とすることとしております。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） 弥生荘及び弥生学園指定管理料追加について御説明いたします。

まず、委託先でございますけれども、弘前市弥生荘及び弘前市弥生学園ともに、指定管理者は社会福祉法人弘前草右会でございます。

次に、こちらの指定管理料追加の内容でございますけれども、こちらは令和3年11月に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして実施するもので、新型コロナウイルス感染症への対応など、最前線において働く障がい福祉サービス施設、事業所等に勤務する福祉・介護職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としまして収入を3%引き上げるための措置を実施することを目的に、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を財源とする令和4年度福祉・介護職員処遇改善支援事業を令和4年2月から9月まで実施することとなりました。それに伴いまして、弘前市弥生荘及び弘前市弥生学園に勤務する福祉職員等の処遇改善を図る賃金引上げ分を指定管理料として支出するため、令和4年4月から9月までの6か月分を、弘前市弥生荘指定管理料追加として152万7000円を、弘前市弥生学園指定管理料追加として165万1000円を追加補正するものでございます。

最後に、この振込先は市の振込になるのか、そ

れとも指定管理者のほうになるのかということでございますけれども、こちらのほうは、まず、事業者のほう、市のほうが設置者となっていますので、市のほうから県のほうに申請をしまして、県のほうで交付決定後、市のほうに補助金が入ってくるということになります。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） ロマントピアスキー場の財源調整の内容でございますけれども、こちらのほうは当初、起債の充当率75%で見込んでおったものが100%の起債充当率に変わりましたので、当初、一般財源で見込んでいたものを全て起債で賄うというような財源調整になります。

それから、ロマントピアスキー場の整備事業の内容でございますが、スキーのリフトの動力部分のオーバーホールと、それ以外の細かいところの点検整備といったところが主な整備の内容になってございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第85号令和4年度弘前市一般会計補正予算（第4号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾） 議案第85号令和4年度弘前市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に5億1219万5000円を追加し、補正後の額を809億2093万9000円とするものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の4億778万7000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び原油価格・物価高騰に伴う臨時生活支援助成金を支給するための経費を計上するものであります。

7款1項商工費3目観光費の695万8000円は、歴史的資源保存活用好循環システム構築業務委託料を追加するものであります。

8ページを御覧ください。

8款土木費4項都市計画費6目交通政策費の2535万円は、交通事業者等事業継続特別対策支援金を計上するものであります。

9款1項消防費2目非常備消防費の200万円は、消防団の力向上モデル事業に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金及び17款県支出金を計上するものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎10番（千葉 浩規委員） 4項目ありますので、よろしく申し上げます。

一つは、7ページ、3款1項1目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、事業の概要ということで、特に対象世帯の条件、あとは財源、今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

続いて、同じページの3款1項1目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付業務委託料についてです。令和3年度にも同じような委託があったわけですが、そのときの委託料が8784万8000円で、一応計画では対象世帯が3万7000世帯ということで、単純に割ると1世帯当たり2,374円だったのですが、今回は委託料が3788万7000円で、大体4,000世帯を対象にしているということなので、1世帯当たり大体9,471円になるということなので、どうして1世帯当たりの金額がこれほど大きく差がつくのかなということで、委託する業務の内容、委託先、委託料の根拠について答弁をお願いします。

次は、7ページ、3款1項1目の原油価格・物価高騰等に伴う臨時生活支援助成金についてです。これについても事業の概要ということで、対象世帯の条件、財源、今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

続きまして、7ページ、7款1項3目の歴史的資源保存活用好循環システム構築業務委託料追加についてです。こちらのほうも事業の概要ということで、業務期間、委託先、業務の内容、効果、財源について答弁をお願いします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） まず、本給付金は、国が令和4年4月26日に閣議決定しましたコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の中で実施されることとなった、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、新たに令和4年度の住民税が均等割非課税となった

世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金給付を実施するものであります。

対象世帯の条件といたしましては、令和4年6月1日の基準日時点で、弘前市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税が均等割非課税である世帯となっており、所要額の積算に当たり最大4,000世帯を見込んでおります。なお、この給付金の支給は1世帯につき1回限りであることから、令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金や家計急変世帯として支給を受けた世帯は対象とならないものであります。

続きまして、スケジュールといたしましては、対象となると思われる世帯に対して、7月下旬に受給の意思を確認するための確認書を送付することとしております。世帯から確認書を返送していただく期限は、確認書を発送した日から、おおむね3か月となる10月末で設定する見込みとしております。

最後に、この事業の財源につきましては、全額、国庫補助金である子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を充てることとしております。

続きまして、業務委託の内容等につきましてお答えいたします。

業務委託の内容につきましては、確認書の作成、封入・封緘、発送や返送された確認書の受付・審査のほか、口座振込データの作成、給付金管理システムの構築・運用を想定しております。

次に、委託先につきましては、令和3年度事業分と同じ事業者である凸版印刷株式会社東日本事業本部を想定しております。この理由といたしましては、今回の給付に当たりましては、対象となる世帯に対し早急に給付を行う必要があること、また、今回の給付金は対象要件が非常に複雑であり、令和3年度事業分と極めて高い関連性があることによるものです。令和3年度の事業において、確認書の発送・受付・審査、振込データの作

成といった各工程での処理が構築されており、これまでの実績からも円滑に業務を進めることが可能であります。

積算の根拠につきましては、継続事業であることによりシステム改修費を減じたほか、各工程での作業及び業務全体を統括し、市と委託事業者が常に最新の状況で対応できるシステムを管理運営するための必要最低限の人員配置による固定費を、また、令和3年分と比較して対象世帯が少なくなることによる各種印刷物の単価の増を見込んで積算しております。こうしたことから、委託料総額に占める固定費の割合が高くなっているというものでございます。

続きまして、原油価格・物価高騰に伴う臨時生活支援助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格高騰により、石油製品のみならず様々な物価の高騰を招いており、依然として市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、高騰が続く電気料金をはじめとした生活に係る費用の一部を助成し、生活の安定を図ることを目的としたものであります。具体的には、令和4年度、新たに住民税均等割が非課税となった住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象となる世帯に対し1万円を上乗せして支給しようとするもので、対象世帯数は最大で4,000世帯とし、事業費4000万円を見込んでおります。

支給に係る手続につきましては、臨時特別給付金の対象者に送付される確認書等の返送をもって申請の意思とみなし、臨時特別給付金の支給時に併せて振り込むものであります。よって、スケジュールにつきましても、臨時特別給付金と同様となります。

最後に、財源につきましては、国の地方創生臨時交付金と県の生活困窮者に対する原油価格・物価高騰対策助成事業を活用することとしております。

◎観光課長（早坂 謙丞） 歴史的資源保存活用好循環システム構築業務委託料追加について御説明いたします。

まず、概要につきましては、観光庁の補助事業を活用しまして、歴史的建造物を文化観光資源として保存及び有効活用を図るための仕組みづくりなどに取り組むものでございます。

それから、委託期間につきましては、本年7月から令和5年2月で、委託先は公益社団法人弘前観光コンベンション協会を予定しております。

事業内容につきましては、四つの事業を計画しております。

一つ目といたしましては、観光資源からの弘前の建築をテーマとした通年型まち歩きツアーを造成し実施いたします。

二つ目といたしましては、寺泊や仲町の重要伝統的建造物群保存地区内での民泊など、新たな観光コンテンツとしての実証実験を実施します。

三つ目といたしまして、より高いガイドの知識、技術を兼ね備えた人材を育成するための養成講座を開催いたします。

最後、四つ目といたしまして、集客を目的としたウェブやSNSプロモーションなどを実施いたします。

続きまして、効果でございますが、ウィズコロナにおける新たな観光戦略の一つといたしまして、歴史的建造物等を文化観光資源として磨き上げ、関係者と連携し有効活用を図ることで、歴史的建造物の持続的な保存・継承につながるとともに、誘客による当市の観光振興、地域活性化につなげていくものとなっております。

最後の財源でございますが、ただいま説明いたしました事業の総額が891万6000円でございます。内訳といたしまして、今回の補正額695万8000円は全額が国からの補助金となります。残りの、本年5月の臨時会で補正いたしました50万円

等を含めました既決予算195万8000円が市の単独費となっており、

◎10番（千葉 浩規委員） それでは、再質問させていただきます。

原油価格・物価高騰に伴う臨時生活支援助成金についてです。名称そのものが原油価格・物価高騰に伴うというふうに、名前自体がそうになっているのですけれども、蓋を開けてみると、令和3年度に支給を受けた世帯は対象にならないということで、原油価格とか物価高騰で暮らしが厳しいという方は当然、令和3年に受けた方も当然だと思うのですけれども、これはきちんと説明しないと、なぜ令和3年に受けた人は今回、対象にならないのかなとすごく疑問が湧いてくるのですけれども、それはどうやって説明していくのかなということで答弁をお願いします。

あとは、令和3年度の県の灯油購入費助成事業費補助金の場合には1億6000万円だったのですが、今回の原油価格・物価高騰対策事業費補助金は8億円という大変大きな規模になっています。それで、県の予算の資料を見ると、補助基準額は人口規模に応じて設定となっていました。そうした場合は、弘前市にはいかほどの予算が配分されるのかということと、今回その補助金も使ったということなののですけれども、これは1回限りで終わるのか、それとも何度でもその金額になるまでずっと使うことができるのか、その辺の答弁をお願いします。

あとは、歴史的資源保存活用好循環システムのほうですけれども、寺泊とか民泊とかそういう新たな観光コンテンツの実証実験ということだったので、具体的にはどのような内容なのかということで、とりわけ寺泊については、第2回臨時議会でも補正予算が取られたわけですけれども、その後の動きも含めて、どのような関連で進んでいくのかということの答弁と、もう一つ、

国の補助金ということでしたけれども、国の補助金の概要というのはどういうものなのか、答弁をお願いします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） それでは、臨時生活支援助成金の対象についてお答えいたします。

市では、令和3年度におきまして、住民税非課税世帯で臨時特別給付金10万円の対象となる世帯に対し、原油価格高騰に伴う臨時冬季生活支援助成金として1世帯当たり1万円を給付金に上乗せして支給いたしました。以下、生活支援助成金と省略いたします。

今般の原油価格・物価高騰におきましては、全ての世帯がその影響を受けていると認識しておりますが、本事業におきましては、令和3年度と同様に令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象に準ずることとしたものでございます。令和4年度に新たに非課税になった世帯につきましては、令和3年度の冬期間に原油価格高騰の影響を大きく受けて生活支援助成金の給付を受けた世帯と同等の支援を要すると考えられることから、令和4年度の住民税非課税世帯のうち、令和3年度の生活支援助成金の支給を受けていない世帯を対象に給付しようとするものであります。

続きまして、県の補助事業費の枠等についてでございます。県では、原油価格・物価高騰における生活困窮者の負担軽減を図ることを目的とし、令和3年度の灯油購入費助成事業費補助と同様に、令和4年度においても新たに生活困窮者に対する原油価格・物価高騰対策事業費補助として市町村が行う助成事業に対し、補助することとしております。県の補助事業におきましては、弘前市の補助基準額は、人口規模が10万人以上であることから2億円とされ、補助額はその2分の1となることから、最大で1億円が補助されることとな

りますが、今回の補正予算では、そのうち2000万円を活用することといたしております。

市といたしましては、今後も国及び県の対策を注視するとともに物価等の状況把握に努め、支援の在り方や県の補助金の活用方法につきまして、検討を続けてまいりたいと考えております。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、5月の臨時会との関連性から申し上げますと、5月の臨時会の補正では、久渡寺及び最勝院におきまして2名から3名程度を想定した寺泊のモニターツアーの実施など50万円の補正予算をしたところであります。その後、5月24日に観光庁の補助事業が採択となったことから、今回の補正は事業規模を拡大して行おうとするものでございます。

実証実験の具体的内容といたしましては、久渡寺、最勝院での寺泊及び伝建地区内の武家屋敷等での民泊のモニターツアーを行うもので、今回の補正で人数を増やして行いたいと考えております。3か所それぞれ6名程度で計18名程度を予定しておりまして、建物の所有者や地元の宿泊、旅行会社の協力を頂きながら、試行的にモニターツアーを行いたいと考えてございます。

それから、国の補助事業の概要につきましてです。今回、観光庁の地域独自の観光資源を活用した地域で稼げる看板商品の創出事業というものに採択となったものでございます。この事業は、地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて地域で稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史、文化、芸術等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する補助事業であります。

なお、補助限度額は上限1000万円で、補助率は500万円までが全額補助、500万円を超える部分については2分の1の補助となっているものでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 原油価格・物価高騰に伴う臨時生活支援助成金についてですけれども、質疑というわけではありませんが、一般質問でも行ったわけですが、今の答弁を聞くと、結果的には名前は原油価格・物価高騰というふうにあるのだけれども、内容的には令和3年度の福祉灯油の対象にならなかった方に対して条件が合うので支給しますよということだと思っております。なので、私はこれは、今現在の物価高騰に対する支援ということでは、まだまだ不足していると思いますので、当然、令和3年度の福祉灯油の助成を受けた方も、あと今回1万円支給される方も含めて、やっぱり物価高騰、大変厳しいですので、対応をぜひ検討していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

あと、好循環システム構築業務委託料追加についてですけれども、国の補助事業で採択されたということなので、そうすると結構、あっちでもこっちでも多くの自治体で取り組んでいるのではないのかなど。そうすると、弘前市でやっぱりお客さんを集めるためには、独自のというか、魅力を発信しなければいけないかなど思うのですけれども、全国的にこの補助事業を使った事業はどのくらいなのか分かりますか。答弁をお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） ただいまの当市のほうで採択を受けた事業で申し上げますと、観光庁のほうに聞きましたら、後日、改めて公表することになるのでございましたので、こちらで分かりましたら委員にお伝えしたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、  
これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午前11時12分 散会〕

委員長 工 藤 光 志